

令和8年度佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業企画・運營業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業企画・運營業務

2 事業目的

全国的にドライバーの人材不足が深刻であることから、令和6年に特定技能の対象分野に、「自動車運送業」が追加されたが、制度がスタートしたばかりで前例が少なく、全国的に外国人材の運送業への導入が進んでいないところ。

本事業では、海外からトラックドライバーの外国人材を試験的に受け入れ、そのノウハウを業界への導入促進のきっかけとし、佐賀県内運送業界の人材不足の改善につなげることを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) タイ王国内における人材募集

ア 募集人材の在留資格は特定技能とし、分野は自動車運送業分野（トラックドライバー）とする。

イ アの条件で、佐賀での就職を希望しているタイ人を募集する。ただし、採用人数は最大9人とし、1社あたりの採用人数は最大3人とする。

ウ 受入企業（公益社団法人佐賀県トラック協会と委託者にて決定した企業）にヒアリングを行い、求人票等必要な書類作成の支援を行うこと。

エ タイ王国にて募集を行い、上記ウにてヒアリングした内容等から受入企業との適正、職務経歴、日本語能力等も考慮し、適切な応募者を選定すること。

(2) 受入企業における採用試験の支援

ア 受入企業が行う採用試験に際し、実施及び支援を行うこと。

なお、受入企業は最大5社とする。受入企業の数により、採用人数は9名未満となる可能性もあるので留意のこと。

イ 採用試験問題の作成及び採用面接実施等、採用において必要な受入企業からの要望に沿う支援を実施すること。

ウ 採用面接については、委託者及び受入企業と協議のうえ、タイ王国にて対面またはオンラインで実施する。

オンラインで実施する場合であっても、面接会場を準備し、応募者と受託者が対面で接する機会を設けること。

エ 面接会場は、応募者が来場しやすい場所に設定する等、配慮を行うこと。

オ 採用試験時または採用者決定後において、受入企業がより安心して採用できるような技術面の確認等ができる方法があれば提案すること。以下のようなものを想定している。

・採用試験時に、タイ国内の訓練施設等の道路において受入企業が運転技術を確認する。

(3) 通訳者の手配

(1) (2) の各支援を行う際、必要に応じて通訳者を手配すること。

(4) 県内運送事業者向けセミナーの企画・運営

ア 外国人材のトラックドライバーを雇用したい県内運送事業者向けに、ドライバーに特化した制度理解や受入に関する知識に係るセミナーを企画し、1回以上実施すること。

イ 実施方法（オンラインまたは実地開催）および実施時期については、委託者と協議のうえ決定する。

ウ (1) (2) の各支援によるノウハウや受入企業による事例、その他受託者の保有する情報の紹介等、参加事業者が外国人材の受入をより具体的にイメージできるような内容を企画すること。

エ 講師の手配、オンライン開催の場合に必要な機材や配信手配、および左記手配に係る費用は受託者で負担すること。

4 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

5 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

6 報告書の作成

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として委託者へ提出すること。（提出期限は、令和9年3月26日（金）までとする）

- ・業務委託実績報告書（次年度以降に他企業に共有ができるよう、採用プロセスや注意点等についてまとめたものを含む）
- ・本業務において作成した資料（人材募集の際の広報物（作成した場合）、応募者の一覧、採用者の情報等）
- ・その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 その他

- ・本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- ・労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ・本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- ・受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- ・受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

- 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- 委託者との協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。